

## 浜松市地域公共交通会議設置要綱

(名称)

第1条 この会の名称は、浜松市地域公共交通会議(以下「会議」という。)とする。

(目的)

第2条 会議は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。)第9条の2及び第51条の7の規定に基づき、一般乗合旅客自動車運送、市町村運営有償運送及び過疎地有償運送に関し、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等を協議し、また地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱(平成23年国総計第97号。以下「交付要綱」という。)第3条1項の規定に基づく協議会として、交付要綱に定める内容を協議するために設置する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送 法第3条第1号イの規定する運送をいう。
- (2) 一般旅客自動車運送 法第3条第1号の規定する運送をいう。
- (3) 市町村運営有償運送 法規則第49条第1号に規定する運送をいう。
- (4) 過疎地有償運送 法規則第49条第2号に規定する運送をいう。
- (5) 生活交通ネットワーク計画 交付要綱第2条1項に規定する計画、及び当該計画に代えて策定される各種計画という。

(主宰者)

第4条 会議は、浜松市が主宰する。

(協議事項)

第5条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客自動車運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (2) 市町村運営有償運送及び過疎地有償運送の必要性並びに旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 過疎地有償運送の合意の解除に関すること。
- (4) 生活交通ネットワーク計画の策定及び変更に関すること。
- (5) 会議の運営方法、その他会議が必要と認めること。

(会議の構成員)

第6条 会議は、25人以内をもって組織する。

2 会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命した者(以下「構成員」という。)により構成する。

- (1) 浜松市 都市整備部長
- (2) 静岡県 交通基盤部 地域交通課長
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者、その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の推薦する者
- (4) 住民又は旅客
- (5) 静岡運輸支局 首席運輸企画専門官

- ( 6 ) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の推薦する者
  - ( 7 ) 市内において現に過疎地有償運送を行っている特定非営利活動法人の推薦する者
  - ( 8 ) 浜松市 土木部長
  - ( 9 ) 浜松市管内の警察署長又はその指名する者
  - ( 10 ) 学識経験者その他会議が必要と認める者
- ( 任期 )

第 7 条 構成員の任期満了は 2 年目の年度末とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の構成員の任期は前任者の残任期間とする。

( 会長、副会長及び監事 )

第 8 条 会議に会長、副会長及び監事 2 人を置く。

- 2 会長は、構成員の中から互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長及び監事は、会長が構成員のうちから指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 6 監事は、この会議の会計及び業務の執行状況を監査する。

( 議事 )

第 9 条 会議は会長が招集し議長となる。

- 2 会議は構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は出席構成員の過半数で決定し、可否同数の場合には、議長が決定する。
- 4 構成員は、事故その他のやむを得ない事由により会議に出席できない時は、あらかじめその旨を会長に届け出て、代理人を出席させることができる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は会議に諮って公開しないことができる。

( 1 ) 会議の円滑かつ公正な運営に支障が生じると認められるとき

( 2 ) 個人情報を含む案件を取り扱うとき

( 書面開催 )

第 10 条 会長は、緊急を要する事項または会長が必要と認めたものについては、事業の概要を記載した書面を委員に送付し賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。(以下「書面開催」という。)

- 2 書面開催に係る書面の送付及び収受については、浜松市文書規則に準拠し処理するものとする。
- 3 書面開催によって議決をおこなった場合、その結果を次回の会議において報告するものとする。

( 意見の聴取 )

第 11 条 会長は必要と認める場合には、会議に構成員以外の者に出席を依頼し、説明を求め意見を聴くことができる。

( 守秘義務 )

第 12 条 構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

( 運行の軽微な変更の取り扱い )

第 13 条 運行の軽微な変更については、浜松市総合交通計画に基づき各地域に設置される地域交通検討会で合意を得た事項に限り、正副会長の承認をもって会議の結果とみなす。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮るものとする。

2 正副会長は、軽微な変更のうち、交通管理者との協議を要するものについては、交通管理者の承認を得たことを確認することとする。

3 第1項の運行の軽微な変更は、運賃の一時的な割引、路線の経路、停留所の位置、使用車両、運行日及び運行時刻とする。

(協議結果の取り扱い)

第14条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第15条 会議の業務を処理するため、会議に事務局を置く。

2 事務局は、浜松市都市整備部交通政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月12日から施行する。